

2020年度秋学期学納金等未納者（2月2日現在）

未納者 0名

＜参考＞コロナウイルス感染症による授業料等の徴収猶予・分割納入決定者について

区分	No.	学籍番号	期日		
徴収猶予	1	1160****	2021年3月31日		
	2	1170****	2021年3月31日		
	3	1170****	2021年2月26日		
	4	1180****	2021年3月31日		
	5	1180****	2021年2月28日		
	6	1190****	2021年1月31日		
	7	1200****	2021年3月31日		
	8	1200****	2021年2月26日		
	9	1200****	2021年3月31日		
分割納入	1	1190****	2020年11月30日	2020年12月28日	2021年1月29日
			2021年2月26日	2021年3月31日	
	2	1200****	2020年10月30日	2020年11月30日	2020年12月28日
			2021年1月29日	2021年2月26日	2021年3月31日
	3	1200****	2020年11月30日	2020年12月28日	2021年1月29日
			2021年2月26日	2021年3月31日	

※コロナウイルス感染症により世帯収入の減少が想定されたため、時限的に授業料の徴収猶予・分割納入を実施。未納者に確認をしたところ、21名が該当（全員許可済み。うち9名が納付済み）。徴収猶予の希望者は、期日に一括納入。分割納入希望者は分割回数・納入金額を設定し、各月の月末に納入。